

# 法教育推進協議会 第25回会議 議事録

第1 日 時 平成23年7月29日(金) 自 午後 1時30分  
至 午後 3時32分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議 事

丸山官房付 それでは、時間の前でございますけれども、委員の先生、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

今回は、法教育推進協議会第4期の第1回、通算しますと第25回となります法教育推進協議会となります。これから開会をさせていただきます。

なお、現在のところ座長が空席となっておりますので、後ほど互選により座長を御選任いただきたいと思います、それまでは事務局の丸山が進行を務めさせていただきます。

本日は、最初に、法務省大臣官房司法法制部長の後藤より、委員の皆様にご挨拶をさせていただきます。

後藤部長 司法法制部長の後藤でございます。着席して挨拶させていただきます。

新しい委員の皆様をお迎えしまして、新しい期の法教育推進協議会の初回ということでございますので、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから法教育の普及推進に多大なる御協力をいただきましてありがとうございます。法教育推進協議会は、法律や教育の専門家を初めとする各界の有識者に御参加いただきまして、平成17年から開催されております。これまで、法教育の教材の作成や法教育に関する懸賞論文の募集など、様々な視点から法教育の普及に取り組んでいただいております。我が国における法教育の推進において、この協議会の果たしてきた役割は誠に大きく、皆様の活動を通じて法教育の重要性の認識が広まり、新しい学習指導要領に法教育が盛り込まれるようにもなりました。皆様方の御協力に改めて御礼申し上げます。

ところで、新しい学習指導要領は、今年度から順次実施されるという段階で、学校教育における法教育はまだまだ始まったばかりです。また、今後は、子どもたちだけではなく、成人のための法教育の普及についても力を入れていく必要もございます。我が国社会に真の意味で法教育が根付き、国民一人一人が法的な物の考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、今後のさらなる取組が重要であると思います。

法務省としても、引き続き積極的に法教育の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、是非とも法教育推進協議会の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

丸山官房付 それでは、誠に恐縮でございますが、司法法制部長はここで所用のため退席させていただきます。

後藤部長 よろしくお願いたします。

丸山官房付 さて、法教育推進協議会の委員の皆様が、今年5月にいったん終了いたしました。新しい期が始まったところでございます。委員の皆様におかれましては、委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。再任の方もいらっしゃるのですが、今回新たに委員に御就任いただいた方もおられますので、全ての委員の皆様から簡単に自己紹介と御挨拶をお願いしたいと思います。

では、恐縮ですが、相原委員から順にお願いできますでしょうか。座ったままで結構でございます。

相原委員 失礼します。東京都教育庁指導部主任指導主事の相原と申します。よろしくお願ひいたします。

東京都でも法に関する教育ということで、東京都の教育ビジョンにも位置付けて、今、推進をしているところでございます。前回、この会で法に関するカリキュラムの御紹介をさせていただきましたが、また、今年10月28日に都立田柄高校で高校生のカリキュラムを使った、活用した授業ということで公開していこうと考えております。また、近くなりましたらお知らせ等できたらと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

磯山委員 静岡大学教育学部の磯山恭子と申します。社会科教育を担当しています。よろしくお願ひします。

氏本委員 最高裁総務局から参りました氏本と申します。よろしくお願ひいたします。

裁判所は司法機関ということで、直接法教育を日ごろからというわけではございませんが、運用する立場からいろいろな工夫をしているところはございます。私自身も、前々任の任地の札幌地裁というところで、中学校に出前講義に行って生徒さんにお話をしたことがございますが、ただ、法教育というこういう大きな話になりますと、まだまだ知らないことばかりでございますので、なりたてでございます。委員の皆様のお指導をいただきながら務めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

江口委員 筑波大学の江口と申します。最初からの委員で25回出てきたということになります。筑波大学の教育学系という身分で参加しましたが、この9月には教育学系自体が正式な所属名称ではなくなります。時間を感じます。これからは法教育がなくならないように、一委員として頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

大杉委員 岐阜大学の杉でござひます。教育学部で小学校、中学校、高等学校の教員養成に努めています。学生も法教育、新しい指導要領にも取り入れられているということで非常に関心が高いということをお伝えしておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

沖野委員 東京大学の沖野と申します。私法の分野で民法を専攻しておりますので、その観点から法教育の定着やこれからの展開に何がしかの貢献ができればと考えております。何とぞよろしくお願ひいたします。

笠井委員 京都大学大学院法学研究科の笠井と申します。民事訴訟法という裁判の手續などに関する法律を専門にしております。京都では、今年2年目になりましたけれども、法教育のプロジェクトが進んでおまして、関係機関と高校、中学、小学校の先生方が協力して成果を上げつつあるというところでございますので、またこれについても報告できる機会があればと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

神谷委員 ジャパンタイムズの神谷と申します。社会ニュースの担当をしているんですけども、司法を軸にやっております。震災以降は、やはり震災関係の取材が多いんですけども、被災地にも行きましてつくづく思うのは、実は法律がものすごく大事な復興のインフラであるということで、法教育はやはりいろいろな意味でますます大事になるなと思ひております。どうぞよろしくお願ひします。

北岡委員 法テラス総務部長の北岡でござひます。法テラスは、創立からまだ5周年、5

歳児でございます、まだ幼児でございます。法教育につきましてもまだまだ後進でございますので、ここで勉強したことを少しでも実践のほうにつないでいきたいと考えておりますので、御指導よろしくお願ひいたします。

高橋委員 司法書士の高橋と申します。かつて法教育研究委員会、それから法教育推進協議会、当初のころ一緒に仲間に入れさせていただきまして、久しぶりにこちらに戻りました。現在は、福島県司法書士会の会長ということで、正に被災地のど真ん中における会の会長をやっております。先ほど神谷先生からお話があったとおり、これからの教育ということを非常に、被災後、考えるようになりました。子どもたちは本当にひどい状態です。通学のときにマスクをしなければいけない、この暑い夏に長袖を着なければいけない、1日3時間ルールというものがあって、朝学校に行ってから帰るまで、部活、それからお昼休みの時間も含めて3時間しか外で活動できないということ、そんな中で無事な県外の子どもたちとスポーツで戦わなければいけない、そんなハンデを持っています。

さらには、浜のほうの原子力被害が、今、非常に大きな問題になっていまして、先が見えません。八つの高校が避難先の県内の高校にサテライト校ということで仮設の教室を借りて勉強しています。ある高校は1学年1教室ということで、進学校ですけども、理系、文系も一緒です。ですから、細かい教育はできないと、先生は音を上げています。

そんな中で、やはり我々司法書士会も法教育に一生懸命やってきましたけれども、外部からその教育の中心にどれだけの力ができるかということとは是非ここに、改めて仲間に入れていただきましたので、皆さんのいろいろなアイデアをいただきながら、私も福島復興に頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

樋口委員 失礼します。文部科学省から参りました樋口と申します。本年の4月より教科調査官を拝命いたしまして、中学校の社会科、それから高等学校の公民科を中心に職務を進めているところでございます。前職は、大学で教職課程の学生を教えていたんですけども、それ以前には中学校、高等学校の社会科、公民科の授業をしておりました。いよいよ小学校では今年度より新学習指導要領が全面実施ということになっておりますけれども、中学校、高等学校と、また順次進めてまいります。委員の皆様方の御支援をよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

村松委員 弁護士の村松でございます。日弁連では、市民のための法教育委員会という委員会をつくりまして、そこで法教育の普及を進めているところなんです、私はその事務局長をやっております。

今日、机上に弁護士会の二つのイベントのチラシを配布させていただきましたので、この紹介をさせていただいて挨拶に代えさせていただきたいと思うんですが、一つは第5回高校生模擬裁判選手権というもの、本年8月6日に行われます。これは、最高裁判所、それから法務省、検察庁の御共催もいただきまして、法曹三者で進めているところではありますが、刑事裁判、模擬裁判というものを通じて、子どもたちが法的な物の見方や考え方、それから自分たちの主張を言葉で相手に伝えていくという表現、こういったものを養うことをねらいとしておまして、毎年好評でございますので、もしお時間が許すようであれば、少し御見学いただければと思っております。

ちなみに会場は、東京、大阪、高松の3カ所で行いまして、東京は霞が関の弁護士会

館ということになります。開会式が9時40分からで、試合開始が10時半からということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それからもう一枚、関弁連定期弁護士大会シンポジウム、これからの法教育というチラシがあります。

弁護士会の中では、各ブロックごとに弁護士会連合会（弁連）というものがあるんですが、これは関東弁護士会連合会（関弁連）の企画であります。開催が本年9月30日の午前10時から午後1時まで、京王プラザホテル、ですから新宿、ここからすぐ近くですけれども、そこで開催いたします。

関弁連では、2002年に法教育をテーマにしたシンポジウムを行っているんですが、それから9年経ちました。ある意味、弁護士会の法教育活動は、9年前の関弁連のシンポジウムから火がついたといってもいいんだらうと思うんですが、この9年間の動きを受けて、これからどうしていくのかというテーマでシンポジウムを行います。

パネルディスカッションには、この推進協議会でもお世話になってます橋本先生であるとか、以前座長を務めていただいた土井真一先生、それから館潤二先生や後藤直樹先生といった方のパネルディスカッションもありますので、こちらのほうもお時間が許すようであれば御参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山官房付 ありがとうございます。

なお、新たに慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授の井上英之さんにも委員をお引き受けいただきましたが、本日は御欠席でございます。

さらに、本日御欠席ですが、安藤和津委員にも引き続き委員をお引き受けいただいております。

では、最後に事務局からも御挨拶させていただきます。

私、司法法制部の丸山でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

布施部付 私、同じく司法法制部付の布施と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山官房付 それでは、引き続きまして、座長の選任をお願いしたいと思いますが、どなたか委員の中から適任の方の御推薦をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

大杉委員 それでは、笠井委員をお願いしたく、推薦いたします。

丸山官房付 ありがとうございます。

ただいま大杉委員より笠井委員の御推薦がありましたが、先生方、御意見いかがでございましょうか。御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、笠井委員に座長をお願いすることになりましたので、これから先の進行につきましては先生をお願いしたいと思います。

では、笠井先生、座長席のほうにお願いいたします。

笠井座長 改めまして、笠井でございます。ただいま座長の御指名をいただきましたので、正直なところ、私のような者で務まるのかという思いが強いのですけれども、貴重な機会だと思っておりますので、一生懸命務めさせていただきます。

委員の皆様方はそれぞれ法教育に関する第一人者でいらっしゃいますし、深いご見識を有しておられる方ばかりですので、私は司会進行役ということで、先生方のいろいろな知見が反映されて、これから法教育が更に推進されるようにお手伝いできればと思っ

ております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の説明と確認をお願いいたします。

丸山官房付 それでは、資料の説明をさせていただきます。机上の資料でございます。

資料1ですが、法教育推進協議会の開催要領になります。

資料2, 3は、法教育推進協議会委員の名簿と、法教育普及検討部会構成員の名簿でございます。

資料4を御覧ください。資料4は、論文コンクール実施規定と応募要領などがございます。新しい委員もおいでになりますので、論文コンクールについて若干御説明いたします。

少しお戻りいただいて、資料1を御覧ください。資料1は、開催要領になっておりますが、資料1の2のところですね。「2 協議会及び部会」という題名のところがございますが、「協議会は、法教育の推進・普及を図るため、社団法人商事法務研究会及び日本司法支援センターとの共催により、法教育懸賞論文コンクールを実施する。」とありますとおり、この協議会では昨年からの法教育の論文コンクールを実施しております。

その2行下でございますが、「法教育普及検討部会は、法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行う」とありますとおり、応募のありました論文につきましては、まず協議会の下に置かれた部会で審査を行いまして、最終的にはこの協議会で受賞作を決定させていただきます。

受賞作の決定ですが、今年12月に開催します協議会で御協議をいただく予定でございます。

では、資料の説明に戻ります。資料4の3枚目を御覧ください。こちらが懸賞論文の応募要領になっております。本年のテーマは、「学校現場において法教育を普及させるための方策について」ということで、テーマ自体は昨年度と同一なのですが、「法教育の授業例を踏まえて」ということで、授業の実践例を踏まえた形で普及方策を募集することにいたしました。

資料番号は付しておりませんが、机上に今日、オレンジ色のチラシを配布させていただきました。今日、非常にタイミングよく法務省に納品になりましたので皆様にお配りいたしました。これは大学、法科大学院、あるいは各弁護士会、日本司法支援センターなどにお送りさせていただくというものになっております。

続きまして、資料5です。資料5は、江口委員、磯山委員から御提出のありました「韓国の法教育の現状」と題するレジュメでございます。

資料6は、神谷委員から御提出のありました「アメリカの法教育事情」と題するレジュメでございます。

資料7は、樋口委員から御提出のありました「新学習指導要領の円滑な実施に向けて」と題するレジュメでございます。

それで、資料番号は付いていないのですが、参考資料としまして、神谷委員が執筆されました法学セミナー7月号の記事、こちらはアメリカのロースクールで臨床教育として法教育が行われているという内容を神谷委員がお書きになったものですが、それを参考までにお配りしております。

また、もう一つ、新聞記事の参考資料がございます。こちらは、昨年度の法教育懸賞論文で優秀賞を受賞されました福岡の春田久美子弁護士から御提供いただいたものでございます。春田弁護士を初めとする福岡県弁護士会などで法教育に熱心にお取り組みいただいておりますので、それに関する新聞記事を春田先生から御送付いただきました。その内容を皆様にお配りしたところでございます。

資料は以上でございます。不足しているものなどありましたら、事務局にお申し出ください。皆さん、お手元に資料おありになりますでしょうか。

では、資料説明は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、本日はまず最初に、江口委員と磯山委員から韓国の法教育の現状について御説明いただきます。次に、神谷委員からアメリカの法教育事情について御説明いただきます。さらに、樋口委員から、新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の状況ということで御説明いただくことになっております。

では、最初に、江口委員、磯山委員からお願いいたします。

江口委員 議事というほどの内容が分かりませんが、たまたま今年の2月の終わりに関東弁護士連合会の今年度のシンポジウムの委員会の弁護士の方々とともに、韓国の法教育の調査に行っていました。法教育の先行事例のモデルは、この委員会の法教育研究会でも紹介されているように、アメリカとかイギリスとかスウェーデンとか、幾つかあると思います。ただ個人的には、日本の隣国の韓国において、近年富に法教育が学校教育の現場で発展していることもあるので、韓国調査を個人的には提案し、今回の議題の一つにそのときの紹介を入れていただきました。およそ30名程度の関東弁護士会の弁護士、大学の教育研究者や大学院生とともに、結果的には調査してまいりました。

韓国の法教育は法務部主導で、多くの法教育テキストが作られていることであり、今回もいろいろなタイプの教科書や副教材など20冊以上持ち帰りました。本日はそのほんの一部を持ってきたので、回覧します。回覧の4冊は、後ほど磯山委員が邦訳・紹介されたパンフレットに示されているもので、その資料を参考にしながら、韓国が法教育についてどういう状況にあるかということ想像いただけたらと思います。

私は、これらの回覧の本の紹介を中心に5分程度で語り、一緒に行かれた磯山委員に10分程度報告していただきます。

これから回覧する3冊はハングル表記のため、私も読めないため、読める方に訳してもらいました。最初のテキストが「法と一緒に遊ぼう、事例中心の青少年法教育プログラム」という内容で、これはソウル大学と協力して法務部がつくったテキストだということです。韓国の法教育のテキストの多くは、このような形式で作成されたものが多いと思います。

それから二つ目のテキストは、「新聞やニュースから分かるおもしろい法の話」という内容のもので、「私は、法を一番知っている」という小・中学校用のテキストの法の総合的な理解を目指す教科書です。

三番目のものは小学校用の教科書で、論述と討論を育成し、法と友達になろうという趣旨の法教育教科書で、「生活の中の法」「法と一緒に作る、子どもたちと法」とい

うタイトルのテキストです。

それから私の手元にある、後ほど回覧するテキストが、アメリカの法教育の紹介をされる神谷先生もしゃべられると思うんですけども、アメリカの **Street Law** の韓国版です。これはほとんどアメリカの **Street Law** を、韓国にあうように作り変えたもので、これが多分韓国で一番、高校では使われている教科書だろうと思います。

あと磯山委員が提出された韓国の英語版の法教育のパンフレット等が訳されていますので、これらを参考に法教育のテキストの全体を眺めていただければ助かります。実はもっと多くの資料を、この場に持参したかったのですが、この程度でご勘弁ください。

磯山委員が、つくってくださった資料を見ていただきますと、そこに韓国の法務部がどういう形で法教育を進めているかということが、概略がわかると思います。韓国の法教育の取組も、たまたま法教育推進協議会の前の会である法教育研究会が始まるころに、ほぼ同時進行でスタートしています。そのときは、当時の担当検事が、丸山官房付や私のところにも調査に来たりしています。あわせて日本の状況を、熱心に聞きとっていました。実は、韓国の法教育の調査スタッフは、ほとんど同時進行でアメリカの法教育の調査を行っており、日本と同じようにアメリカをかなり参考に、法教育をスタートさせました。ところが法教育に関する推進法ができた関係なのだろうか、ここ四、五年で一気に法教育の形が拡大・多様化しており、調査に行く必要を個人的に感じていました。後ほど英文を中心としたパンフレットの紹介を磯山委員がなさいますが、今の韓国の法教育の姿をご理解いただければと思います。

ちなみに資料5の1ページにある、法とは何かとか、なぜ法教育を行うのかとか、法の役割とは何かという、法教育の構造・法教育の定義みたいなものは、ほとんどアメリカの **Law Related Education** をリライトとして、韓国バージョンに焼き直したものと思っています。多分、英文はほとんどアメリカの英文と似たような形で書かれておりますので、そういう流れの中で法教育が行われていることは、間違いありません。

3ページ目のほうに、教育プログラムとしてのいろいろなプログラムが示されていますが、大人向けとか、子ども用とか、それからその他といういろいろな取組やタイプが対象者ごとにあって、幅広く、かつまた系統的あるいは体系的に法教育は行われていることが見て取れます。それが3ページの大きな流れです。

それから、4ページの最初のレジюмеのほうに、今回の韓国調査で個人的には行きたいと思っていましたソロモンローパークという法教育分野関連施設のことが書かれているところがあります。実は私も韓国に、四、五年前に何度か、弁護士の方と法教育調査に行き、おもしろい法教育の取組があるな、韓国なりの発展・展開のされ方をしているなど思ったんですけども、昨年韓国の法教育支援センターの事務官の方から、ソロモンローパークという法教育の教員養成とかミュージアムに特化した施設がテジョン（大田）にできたので、一度見に来きませんかと誘われていました。そのときには、むしろ法教育について日本よりも発展した姿があるようにも聞こえたため、これは是非調査見学にいかねばらばと思いました。そして、たまたまこの2月に弁護士の方々と一緒に見に行ったという形になります。

ローパークは、膨大な敷地に建っており、いろいろな施設や目的をもったいわゆるローミュージアム兼研修施設といったものでした。教員養成の宿泊施設等も、それから若



干の教材等が示されたりで、裁判の模擬体験ができるような施設もあり、なかなかのものでした。今後2年後には、釜山にもつくる予定であるということを知りました。

多分こうしたローパークを一部法教育の拠点施設・コア施設として、今後は韓国での法教育の実質的な推進が図られていくだろうと思います。実は法務部を中心にしたこのような取組の一部は、日本にも参考になろうと思います。以上の他の詳細については、磯山委員から報告してもらおうということにします。

磯山委員 それでは、よろしくお願いします。

ほとんどこの資料に基づいて話していくことになると思います。

初めにおわびですが、恐ろしいほど誤植があって、先に直さしていただければと思います。最初の「ごあいさつ」というところの3行目のところに、「知識をもっていないとしても」を「いないならば」に直していただくと有り難いです。さらに、3ページ目に教育プログラムの枠がありますが、その対象者「子ども」という欄のプログラムがあって、そのプログラムの概要のところ、「人々の尊重について学習できるように」で、さらに最後のページの作業計画のところの一番最初の①で、「主要な利に」と書かれているのですが、これは「主要な都市に」です。申し訳ありませんでした。

これからする報告は、今、回っています韓国法務部法教育班の作成した小冊子「Law Related Education of Korea;the More knowledge the More Happiness」という「韓国の法教育 知識があればあるほど、幸福が訪れる」というパンフレットに基づいて、韓国の法教育の現状、概要を紹介していきます。以下、全て本小冊子の翻訳になっています。小さい小冊子ではあるのですが、比較的内容は充実していると考えています。

最初のところでは、韓国の法教育の基本方針とねらいが書かれていると考えるのですが、まず一つは、市民が法と原理により親しみを感じることができると同時に、法に関する知識をもっていないならば国民が経験してしまうかもしれない不利益を回避することができるよう、国民に法学教育を提供していくということです。

それから、二つ目のポイントとしては、韓国は共通の繁栄と正義を追求する国際社会の一員としての努力に貢献し、成熟した社会へとより近付けるだろうと信じているところになります。恐らくこの二つに韓国らしい部分が出ていると考えています。

南先生に聞き取りを行ったときに、その背景として、北朝鮮との対立、それから大人の権利主張と勝手な法解釈というのが存在しているということ、それから契約トラブルが増加しているといったような、そういった背景のもとに法教育というのが推進されるようになったのだろうという御説明がありました。

次に、「法教育とは何か」ということが書かれています。そこに法教育の理念が書かれているのですが、先ほど江口委員からも御説明があったとおり、アメリカと確かにほぼ同じようなことが書かれているという印象をもちます。最初に法教育とは何かという定義がされていますが、法教育とは、市民に対して法全般、法形成過程、法制度と、法制度に基づいている原理と価値に関する知識と技能を教育することであると定義付けられています。若干の違いはありますが、使われている単語と並びというのはアメリカとほぼ同じだと考えます。

「なぜ法教育を行うのか」という説明は三点挙げられていて、第1に、法全般と法形成過程に関する知識を持っている民主的な市民を育てるため。第2に、あらかじめ実践

的な教育を提供することで、不必要な法的な紛争を避けるため。第3に、法と原理が尊重される社会を創造するため、更に国家競争力を高めるためとされています。さらに、その役割という部分で、国民の法学教育を通じて、私たちは市民社会、学術、地球社会へと導くとされています。

下図は、簡単に挙げられている図ではありますが、確かソロモンローパークで提示された図でも、サイクルを思い描いているというある意味共通する部分があって、それらは興味深いと思っています。ソロモンローパークで配布されている資料によれば、どうやら師範大学とか大学院とか研究者とか教授ということを描いていると考えます。

次に、「私たちは誰か」というところで、その経緯について説明がされています。2005年3月に、法教育班は、法務部の犯罪防止政策局のもとで国民の法学教育の全責任を担うために設立されました。法教育班は、現在2人の検察官を含んだ10人の職員で構成されています。2003年3月に法教育支援法が導入されたことで、私たちは法教育や公民教育を安定して提供するために組織化されたシステムをつくり上げることができましたと書かれているのですが、ここで少し補足説明をすると、「2003年3月に法教育支援法が導入されたことで」と英文パンフレットには書かれているんですが、2003年3月に法教育支援法を導入しようとしたという経緯があって、実際に法教育支援法が成立したのは2008年ということになっています。

さらに、もっている資料の中に、この法教育支援法で具体的に法教育がどう定義されているかということが書かれていて、韓国語が混じっているので自信がない部分もあるんですが、法教育とは、青少年と一般国民に対して法に関する知識と技能、法形成過程、法体系、法の原理と価値を提供することで、民主市民として必要な法的理解能力、合理的思考能力、肯定的参与意識、秩序意識、憲法的価値観を涵養することを目的に、法に関係する一切の教育のことであると、この法教育支援法のほうには書かれているようです。そういう意味では少し英語とまた違っているということが言えると思います。

そのシステムをつくり上げて教育プログラムを推進し、重要な政策を審議するために政府機関、学術、教育界の構成員からなる法教育委員会を開始したとされます。

加えて、民間教育団体と提携して、国民の法学教育に対して高度な水準をこれまで提供してきているとされています。民間研究団体は、ほかの資料の説明とのかかわりから、多分法教育センターと呼ばれているものかと思います。

次に、このような法教育プログラムをより効果的に達成するために、私たちはいろいろな機関といろいろな団体と連携していく必要があると書かれています。そのことが、より効果的で体系的な教育プログラムを提供し続けることになるのだということが書かれています。

具体的に何をするのかということが書かれていて、一つは、「研究と刊行物」ということが書かれています。私たちは、国民に毎日の生活で法を理解させ、法を合理的に使用させることをねらいとしています。この目的を達成するために、私たちは韓国の法と生活、青少年の法と生活などといった作成された教材や、子どもや青少年のための教科書を刊行しています。これらのネットワークにつながらない刊行物に加えて、私たちはスマートフォンで使えるネットワークにつながっている教育プログラムや応用プログラムを開発しているとされています。

ここで少し補足説明をすると、ネットワークにつながっている教材というのを大事にしているというのがいかにも韓国らしいと考えましたし、あとは、ソロモンローパークでの説明でも、ネットワークにつながっているこの教育プログラムや応用プログラムというのに一定の人気があるという説明がされていました。

さらに、法教育の理論的かつ実践的な基盤のもとで、私たちはまた国民の法学教育に関する研究論文の刊行物を支援し、外国の公教育の制度を比較分析しているということです。

以下、「教育プログラム」が一覧として載っています。これらは、アメリカの各州の弁護士会で開発している法教育プログラムとほぼ同様のものだなということを感じましたが、実際韓国らしいという意味では、その他の、脱北者のための法教育と書かれているのは、それは韓国らしいと言えると思います。

青少年とのかかわりで考えていったときに、11学年から12学年を韓国では法教育を重視して行っているという説明がなされていました。従来は、法と社会というカリキュラムを設置していたのですが、平成24年からということだったと思いますが、法と政治というカリキュラムに変容するという話でした。

さらに、入試では、そういう意味では縮小傾向にあるという説明もなされていました。私の専門である社会科とのかかわりでは、1997年の7次教育課程と呼ばれているときから、この法教育というのが推進されているという説明がなされていたと思います。

さらに、この韓国の法教育でのポイントとしては、先ほど江口委員からも説明がありましたとおり、この「体験を重視した法博物館、ソロモンローパーク」と呼ばれているものが一つ特徴的だと考えます。ソロモンローパークは、2009年に設立されたアジアで最も広いローパークで、体験を重視した博物館と、子ども、青少年、大人、教育者のための研修施設から成り立っています。本当に広大な敷地で、自分の出身大学を彷彿とさせるような、確かそのような環境だという説明も受けたことがあるのですが、何かが似ているなど感じるようなところでした。

ソロモンローパークは、市民に法と法律専門家について興味をもって気軽に学習する珍しい機会を提供しています。模擬議会、青少年法律協会、子ども法キャンプなどといった様々な体験を重視したプログラムが、子どもや青少年のために現職教育プログラムが、教育者やボランティアのために提供されています。年間を通じてたくさんの生徒や家族がこのソロモンローパークを訪れているとパンフレットには書かれていますが、本当のところはどうなのか、ちょっと分からない部分もあります。

さらに、情報が必要な場合には、ソロモンローパークのホームページを参照のことというふうにホームページが付いていますので、もし興味がありましたら御覧になるとよいかと思います。

具体的「作業計画として、つか何を整備していくかということが書かれています。まず第1に、ほかの主要都市におけるソロモンローパークの設立をしていくということが書かれていて、このことで、私たちは国民の法学教育への全国的な要望に合うようにしていきたいとされています。実際に建設していくということが具体的に設計図なども示されていて進んでいるようでした。そのことで、地域にかかわらず、すべての市民に法教育を学習する機会を等しく与えていきたいという願いがあるようです。

それから、日常にある法を使用する能力を測定する検定試験を導入していくということが挙げられていて、この検定試験というのは、例えて言うとTOEICのようなものだという説明でした。それによってまちにある法を使用する市民の能力を測定し、数量化した評価と入学試験、あるいは就職活動との連携を図るということでした。このことは、社会においてより成熟した法文化を創造すると同時に、民主的な市民を育てることに役立つということです。

さらに、学校カリキュラムを、質高い法教育を充実していくことで、それが初等学校から中等学校までの生徒が、より成熟した社会の構成員として社会に参加するために必要な法に関する基礎的な知識をもつようにしていくことにつながるとされています。

この目的を達成するために、一層学会とか法律専門家、各関係庁と連携して作業を行っていく必要があるということが述べられています。

さらに、生涯学習を提供する基盤づくりというのが指摘されており、一つは就学前の子どものための法教育プログラム、中等学校の生徒のための教科書、高齢者の市民のためのプログラムなど、様々な年齢集団に対応できる法学教育の機会を提供し、生涯にわたる教育システムを設立していく計画を述べています。

より一層、そのネットワークにつながっている教育システムを導入しようとしていることが書かれていました。

今回の研修の中で、いくつか述べられている課題が述べられていました。例えば、学校教育と入試、実際の入試が数学と英語などに重点化されていることとのギャップや、それから法専門家が不足しているということ、それから、成人対象へと広げ、企業への理解というのを求めていかなければならないということ、それから、先ほどの別の資料に上げられていたサイクルというのが、教育、学術、政府、市民社会といったサイクルを理想としているんですが、そのサイクルがまだ理想の状況には近付いていないということ、それから、具体的な教材レベルで話されていることで言うと、より生活法を中心にしたカリキュラム構成が望まれるということ、それから、学校の裁量の時間を活用していくこと、それから、教師の研修をどうしていくかということ、それから、この説明にも書かれていましたが、小学校の低学年のプログラムをどうしていくかということ、それから、高等学校で言うと、教材が難しくて理論的過ぎるという批判があること、それから、法教育の専門家が少ないということ、それから、協力体制とかネットワークというのがパンフレットのほうではうたわれていますが、実際に法務部と、日本でいったら法務省と文科省との関係というのが韓国の場合にはあまりうまくいっていないというようなことが、恐らくいくつかの聞き取りの中からわかってきたこととして上げられると思います。

以上、非常に概略的ではありますが、これで終わりたいと思います。

笠井座長 大変詳細な御説明をいただきましてどうもありがとうございました。

では、今の御説明に関しまして、委員の皆様方から御質問、御意見等をお願いできればと思いますが、どなたからでも。

大杉委員 非常に興味深く聞いたんですけども、一つ高等学校の教材でしたか、これが難しいということなんですけれども、ちょっと想像するに、韓国も高校の進学率が非常に高いので、多様な生徒が入学している中で、そういう生徒に対して、難しくない生徒

もいるかもしれないし、難しいと思われる生徒がいるという難しさなのか、それとも専門的に見てこれはやはり難しいのではないのというレベルの難しさなのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいと思います。

磯山委員 韓国語から日本語への転換だったので、本当かどうかはちょっと分からないのですが、でも私が理解したのは、何度も、どこの場でも繰り返されていたと思うのは、どちらかというと後者の専門的で理論的過ぎるという批判だととらえました。やはりもう少し学生の生活と関連付けられるような、そういう法を描いていけたほうがよいという、そういう説明がなされていたと思います。

神谷委員 ソロモンローパークなんですけれども、これが今、学校の授業なり、何か使われているときというのはどういうふうに、どういうところで彼らを連れていって、何をソロモンローパークで学ぶという形で使われているんですか。

磯山委員 やはり私は、これを一番見たいと思っていて、行ってびっくりしましたし、おもし

ろいと思った、お勧めの施設だと思いました。その施設の説明によると本当にいろいろ描かれていて、例えば普通にその場に来たにときに、法とか政治システムとかが一望できるようないろいろな体験的な場が一応あって、そこで子どもたちが社会科見学的に学んでいくということももちろんあります。それから、逆に法律家養成のための、ここで幾つかプログラムで法競技会とか、いろいろそういう法教育的プログラムみたいなものもありますし、そのような中で子どもたちが法律専門家に育っていく上でのそういったような教育活動を、夏休みとか、そういう休みのときに何か行っているというのもあります。それから、教員研修のために、日本で言うとはぼ教育委員会で教員研修というふうにプログラム提供されているようなことをその博物館で行っているというのもあります。

ただ、すごくおもしろいと思う反面、どうしてアメリカ型にみられるような体験的な、実際にそれこそ作動している施設とか機関の中で学んでいかないのかという疑問もあります。日本でも、今こうやって集って法教育を語っていますが、学校の先生が法教育を体験的に学ぶことを考えるときに、比較的直接裁判所に行くとか、直接警察に行くとか、いろいろ直接その機関にアクセスしていくと思います。それを一括して展示しているという状況なので、では、それ以外はどうなっているのか、そういったような日本で行っているようなことが行われているのか、行われていないのかとか、そういう疑問が私の中ではありました。

村松委員 韓国の状況が概括的に記載されていて非常によく分かったんですけども、私から伺いたい点は、実際の教育活動がどういうふうになされているのかという点なんです。プログラムをつくるのは、プログラムがいろいろできているのは分かりました。施設があるのも分かりました。あとは教育としての担い手の問題だと思うんですけども、学校現場でやっているのか、やっていないのか、それから、学校以外の法律関係者、実務家も学者も含めて、そういった人たちがかわっているのか、かわっていないのか。そういった生の活動がどの程度できているのかなというところは、ある意味プログラムをつくることと、それから実際の活動、担い手をどうするかというのは両輪なんだろうと思っているんですけども、その後者のほうを少し教えていただけますか。

江口委員 いい面から言うと、法と社会という科目は高等学校の選択必修であって、実際には僕ももっといっぱいやっているのかということ5%から10%ぐらいだったですかね。

磯山委員 4から5%。

江口委員 4から5%の、韓国の子どもたちの高校生全員のうちの4から5%はそれをとっているよと。選択ですからやっているよと。だから、これはもう確実にやっているよという意味で、多いかどうかはまた別の問題です。日本の子どもたちが5%やってくれば50万から相当の人数になるわけですから、そういう状況ですよと。

それから、多分中学校に関しては相当、教育制度は日本と似ているので、それほど教育部の指示が聞かないわけではないので、内容が入るとやらざるを得ないんですよ。やらざるを得ないという国ですし、教科書は国定教科書がほぼ動いていますからやらざるを得ないので、多分やっているだろうと。支援団体から言うと、大韓弁協ももちろんやっていますし、今回おもしろかったのは、最高裁が教材をつくっているということはアメリカバージョンと似ているなど一瞬思っただけで、逆に言えば、日本で例えば法務部や法務省や警察がつくるわけではなくて、最高裁とか幾つかの機関はそれぞれにおもしろいテキストをつくっているというのは、一つのモデルとしては役に立たないかなと。ただし、実際はどうなのと聞いたら、そのときにちょうど学校が休みの期間で、いつでもいいですよと、見にきなさいとは言われたんですけども、残念ながら見ていません。私は8年ぐらい前に一回見たんですけども、そのころは当然暗記中心で法律教育に近い感じでした。それはアジアの教育の典型的なところで、台湾でも法律教育はほとんど暗記中心でした。だから、だんだんさきの問題中心、事例中心、あるいは生活中心になっていくんだろうと思うんですけども、それは日常的にもっと入り込まないと、僕には分かりませんでした。

磯山委員 実態について想像はつきますが、根拠がないので、ここでは話さないほうがいいと思いますが、ただ、聞き取ったことによると、4から5%はどんな学校でどういう先生が教えるのと多分弁護士さんが聞かれて、教える教師がいると教えるし、ある意味日本も同じような現状だと思いますが、法教育の意味というのをやはり十分理解している先生がこれを行うことに使命感をもっている場合に、やはり取り組んでいく傾向があるというか、取り組んでいるのが現状だという話でした。

沖野委員 大変興味深いお話を聞かせていただきました。御報告の中になかった点で、もし何か試みなどありましたら教えていただきたいと思う点があります。それは法科大学院との関係でございます。韓国でも法科大学院制度が導入されております。法教育との連携として、法科大学院の学生が出張授業のような形で、自分たちにとっても教育効果がある、受ける側にとっても教育効果があるという形のもので、日本でも幾つか試みがあるわけですが、そのようなものを含めて、法科大学院との連携の試みや動き、プログラムといったことについては、何かお話などがありましたでしょうか。

江口委員 もちろん日本と同じように法科大学院をつくり法曹養成のシステムをかえ、法曹人口の拡大を図ったことで、いろいろな問題、ひずみがあるということをおっしゃいました。ただ、ソロモンローパークに、ロースクールの学生が来て、研修しているよということはおっしゃったような気がします。よくしっかるとは覚えていませんが。

磯山委員 少なくとも弁護士との連携は、やはり日本ほどうまく行っていないし、むしろ

これからの課題で、やはり政府主導の韓国の法教育の特徴的な部分だなどすごく実感をもって学べたので、私にとってはすごくいい機会でした。なので、そもそも弁護士との連携をどうするかということ、それが課題のように感じました。

笠井座長 ほかに何かございますでしょうか。

では、かなりたくさん御質問も出たかと思しますので、韓国については以上ということで、どうもありがとうございました。

それでは、次に、神谷委員からアメリカについてお願いいたします。

神谷委員 では、ちょっと写真があったがためにパワーポイントをつくってかなり分厚いものになってしまったんですけども、資料を適宜見ていただきながらと思います。

私は、法教育自体を初めて知ったのが、実は6年前に陪審制について、アメリカに1年いたときだったんですけども、そのときは純粋に市民がどういうふうに裁判に参加しているかということを知りたいと思って見ていたんですが、ほかに一般の人がどういうふうに裁判の制度ですとか法について学ぶ仕組みがあるのかなと思いつつ陪審裁判の周辺をいろいろ取材しているうちに、アメリカは法律家が非常に市民の教育に積極的であるということを知りまして、かなりの規模でかかわっているということを知って、そういう文化がアメリカの法律家の間に存在するというところにちょっと大きな衝撃を受けて帰ってきたんですけども、昨年4月にまた渡米する機会を得まして、今度は法教育を知る取材の旅に出ました。

今回御報告いたしますのは、主にシカゴとフィラデルフィア、ワシントンDCに行きまして、法教育にかかわる方々にお会いした際に見聞きしてきた様子の一部です。アメリカも、先ほども御指摘ありましたけれども、法教育の対象は子どもから大人まであらゆる対象がされているんですけども、今回は特に学校教育での法教育の様子を中心に幾つか御紹介いたします。

あと、申し上げた経緯で、私は法教育を教育ということ以上に、司法文化というふうに見ている部分がありますので、教育制度についての言及というのが余りできない部分もあるんですけども、体系的な話でもないんですけども、いろいろな取組例とかかかわっている法律家の生の声を少し御紹介できればと思っております。

それで、取材に行った時期の4月から5月中旬なんですけれども、この時期はアメリカでは比較的法教育のプログラムが多く行われております。それは、学校側の事情と法律家の事情と両方とが重なるんですけども、新学年が9月から始まるアメリカは、ちょうど4月、5月というのは年度末に近付いている時期なので、特別授業、例えば裁判所に行くというようなことを行いやすいという事情があります。一方、法律家は、5月1日というのは法の日ですので、この日は大統領が国民に法について、大切だから皆さんしっかり大事にしましょうみたいなメッセージを出す日なんですけれども、この前後の期間を利用したり、5月を法の月間というふうな見方をして、いろいろな取組を法律家はしています。それで、両者が協力しやすいということで、この時期に各地に行くとかにかくいろいろなイベントですとか取組が行われていました。

それで、法教育を見ていると、コミュニティーがあるなと思うんですけども、大きく分けまして三つか四つになると思います。一つが法曹協会、Bar Associations の公教育部門、これはよく御存じかと思うんですけども、American Bar Associations という

全米の、全国を見渡している組織もあれば、各州ごと、あと、その中の更に小さい地域単位で法曹協会が存在しております。公教育部門というのもそれぞれに持っているところがほとんどということでした。

あと、法曹協会というのは弁護士さんだけではなくて、裁判官も検事さんも加入しているということでしたので、法曹協会が法教育をやっている場合は大体三者が一緒になってやっていると考えて間違いないと思います。

次に、法教育を専門とする非営利団体の存在も非常に大きいんですけども、これは各地に複数存在しておりまして、活動は割と地域に密着かと思えば、割と全国的に展開をしているようなところもあるんですけども、少しずつ、合衆国憲法のことですとか、公民教育とちょっとずつ微妙に力点を違うようにはしているんですけども、それぞれがいろいろな教材をつくって、それを法律家や先生に提供したり、いろいろNPOが主体となってプログラムを行うというようなことが行われています。

なお、NPOを形成しているメンバーには法律家も多くかかわっておりますし、元先生であるとか、いろいろな研究者の方も入っていたりします。

三つ目はロースクールなんですけれども、これはクリニックという形でやっている学校もあれば、学生が独自に取り組んでいるということもございます。それについては、添付いたしました法学セミナーのほうで詳しく書きましたので御参考にしていただければと思います。

あとは、連邦裁判所がプログラムをつくっていたりですとか、ちょっとおもしろいなと思ったのは、元連邦最高裁判事の **Sandra Day O'Connor** さんが非常に長きにわたって公教育の推進者で、彼女は社会全体もそうですし、法律家に対しても、法教育にかかわることが大事だということをよく発信をしていっぱやいます。

かかっている人たちがそれぞれにやっている場合もあるんですけども、多くがお互いによく協力をし合っているのも、それも非常におもしろいなと思っておりました。シカゴにいたときに、次にフィラデルフィアに行って、誰に会うと言うと、大体ああ、知っているという反応が多くて、その結び付きの強さもちょっと感じました。

それでは、具体的な授業の例を少し御紹介いたします。

一つ目は、シカゴにあります **Constitutional Rights Foundation Chicago** というNPOのプログラムで、**Lawyers in the Classroom** というものなんですけれども、これは名のおり弁護士さんが授業に参加する、法律家が授業に参加するというプログラムなんですけど、これがCRFCというNPOがコーディネーターとなって、法律家と学校を結んで一緒に授業をやってもらうというものです。これは、対象となっているのは小学校から高校、それぞれ学校に応じて法律家が入っていくんですけども、一応1年間に3回は授業に法律家はかかわることになっていて、それはどこのタイミングで入るかというのは学校の先生によるらしいんですけども、一応事前に話し合っ、NPOで準備している授業のプランを、先生と法律家が事前に話し合っ、どういうふうに授業を進めるかと内容を膨らませるそうです。

去年の段階で650名ほどの法律家がおよそ100の公立の学校の先生と活動していると伺っております。授業の後には、先生と法律家のほうからNPOにフィードバックをし、また、場合によってはNPOの方が授業を参観に行っ、授業が終わった後に、



彼らに、これはこうよかったですけれども、更にこうするとよかったですねというようなアドバイスをを行うということがあるそうです。

私が見せていただいた授業というのは、その写真なんですけれども、9年生ですね。日本で言うと大体中学校3年生の対象の公民の授業に2人の弁護士さんが参加されていたんですけれども、これは学校の中で生徒の表現の自由は制限されるのかというのがテーマの日で、1965年の連邦最高裁で決定の出た判例を学習するという場だったんですけれども、授業を基本的に先生がリードしながら、生徒たちの発言をいろいろ引き出しつつ、要所要所で法律家の方々が法に関する部分ですとかでコメントをしたりとか、うまくかけ合いをしながら生徒たちに話させて授業が進んでおりました。

駆け足なんですけど、二つ目の例は、Corporate Legal Diversity Pipeline Program という名前なんですけど、これは先ほど江口先生がおっしゃった Street Law というワシントンDCにあるNPOの行っているプログラムで、ここは本当にいろいろなテキストからこういう個別のプログラムがあるんですけど、これはNPOと企業が協力して行っているプログラムで、基本的には企業内弁護士さんが自分の会社の得意の分野を生かして、教材をこの Street Lawさんと協力して作りまして、それをベースに弁護士がその学校を訪れたりですとか、生徒さんが企業訪問するという形で、ワークショップを行っています。

私が見たこの回は損害保険会社の取り組み例だったんですけれども、これはある高校生が自宅マンションで開催したパーティーで、来た子の中に骨折した子が出てしまったという架空の事件を使って、過失責任について考えるという、非常に保険会社らしいテーマでした。企業が法教育にかかわるといのは、アメリカはやはり企業内弁護士を抱えている企業が相当数あるからこそできるのかなとも思ったんですけれども、企業にとっても社会貢献的な要素もありますし、これは一つの例なんですけれども、例えば法教育プログラムのスポンサーになるということもできますし、企業ですとか、場合によっては大きな法律事務所単位で法教育を行うということも可能なのだなと気がついた例でもありました。

三つ目の例なんですけど、これは Open Doors to Federal Courts という連邦裁判所の行っている模擬法廷のプログラムです。

ワシントンDCの連邦裁判所の本部にやはり公教育プログラムを担う部署があるそうで、こちらに行っていないんですけれども、その本部で模擬法廷の教材が作成されていて、それを使って各地の連邦裁判所の判事さんが実際のプログラムを行っています。その教材というのも先ほどのティンカー裁判のように、必ずどこかで学ばなければいけないアメリカの大事な判例をベースに、それを応用した事件をつくってやっているそうです。そうすると、模擬法廷を通じてその判例も学べるという工夫がされているので、その学校で例えばこの判例をやらなければいけないなというときにこの模擬法廷を使うというような使い方をした学校が、何校か来ておりました。

連邦裁判所というのは全国各地にありますので、このプログラム自体は全国規模で行うことができる意味可能なんですけれども、私はフィラデルフィアのほうで見せていただきました。非常に熱心な判事さんが同僚にも声をかけて、同時に地元の検察官ですとか弁護士の方にも協力をお願いして行われていました。その判事さんが、大体ふだん自分が使っている法廷を使われるんですけれども、その方が地元の法曹協会の公教育部門の

人たちを知っている場合は、非常に協力をしてくれる人材が集まりやすいということで、そういうメリットもこういうところに見出せるようにも思いました。

そして、四つ目の全米高校生模擬裁判大会なんですが、これは地元のそれぞれの州で大会を行って、その優勝校が集まって全国大会を行うという、甲子園のような大がかりなプログラムなんですけれども、シナリオがあるものではなくて、模擬裁判の事件の資料を一式学校に渡しまして、刑事事件ならば検察と弁護側、民事であれば原告と被告側、それぞれの主張をきちんと検討してきた上で臨むということなんですけれども、この全米高校生模擬裁判大会という、事務局自体は実はNPOのような形をとってしまっていて、ここの理事の方というのは全国各地の法律家であったりNPOの方々に、こういうところでも実は法教育にかかわっている人たちが集う場面でもあるように思いましたが、毎年開催地は異なりまして、去年はフィラデルフィアで行われたんですけれども、地元のペンシルベニア法曹協会が、公教育部門が中心になって主催をしていました。

この準備なんですけど、事件作成委員会というものがつくられまして、大体1年半前からオリジナルの事件をつくっていったそうなんですけれども、ほかの方々は、例えば当日の審査員をするボランティアの法律家の確保ですとか、参加校が相当来ますので、地元のホテルの宿泊先を確保したりですとか、企業のスポンサーを巻き込んだりとか、いろいろな準備があるそうなんですけれども、地元にとってもそれなりにちょっとした経済効果があるというような面もあると聞きました。

私が初めて見た法教育が実はこれだったので非常に衝撃的だったんですけれども、写真でちょっと見ていただくとおり、非常に多くの法律家がボランティアとして参加をしているんですね。

一番びっくりしたのは、アメリカの高校には、全部の学校ではないんですけれども、熱心なところには模擬裁判部というのが部活として存在してしまっていて、そこに顧問の先生とボランティアの法律家がコーチとしてかかわっている。つまり、模擬裁判部のある学校の数だけ法律家がかかわっているというすごいことになっていて、初めてそれに気がついたときには鳥肌が立つような思いがしました。

実はこの前提の高校生模擬裁判大会に韓国からチームが6年ほど前から参加をしています。それは、ここに出てくるには一応地元大会をして勝った学校が来るということになっているので、韓国でも模擬裁判大会、しかも英語バージョンということで今やっているそうなんですけれども、そこで来ていたコーチ、アメリカ人の弁護士の方に、そもそもやはりこういうのを導入したのは韓国も陪審制やるからですかと聞いてみたら、実はそうではなくて、英語教育にいいかなと思ったということだったので、これにかかわっている韓国の学校というのは、英語教育をしながら法教育をやっているという、すごいことになっているというのがちょっと驚きで、私もいつか韓国へ見にいってみたいとは思っているんですけれども。

このようにいろいろな形で相当な規模でやっているようなんですが、私は、どうしてこれだけアメリカでは法律家が熱心に教育を行っているのかということに非常に興味がありまして各地で聞いてみました。そうすると、いろいろな共通した部分が見えてくるんですけれども、まずは、かかわっている方たちが、市民が法や裁判制度を理解することは民主主義社会に不可欠であるという認識を非常に共有されているということです。

ね。それを学ぶ上で論理的な思考力ですとか読解力、コミュニケーション能力など、そういう基礎を養うということも大事だということで、とにかく自分たちで考えるということ、この法を学ぶ法教育の中で一つ意識されているように思いますが、さらに法律家が自分たちのスキルを使って市民に法の大切さを説くというのは、自分たちの当然の責務だという職業倫理があるということも大きいと思いました。これは、Code of Professional Responsibility という倫理規定に定められていまして、ABAでつくっている倫理規定を各州で使っているようなのですけれども、割としっかりこのことが書かれております。

それと、法律家の方たちが教育政策への危機感を非常に持っているということもありまして、これはアメリカでブッシュ政権のもとで始まった政策で、随分算数と国語というか、英語にすごく力を置かなければいけない状況がある中で、社会科学系の科目が大分削られてきてしまっていると。そうすると、民主主義を支える知識や力を持つ市民がこのままでは育たないという危機感があるように思いました。

関連してくるんですけれども、どうしても公立の学校の予算が少ないがために、どんどん限られたリソースの中でやっていかなければいけない、先生たちが大変であると。さらに、予算がないとどうしても先生の数も少なくなってしまうと、一つのクラスに生徒数が増えてしまう、そうするとなかなかインタラクティブな授業ができなくなって、一方的に先生が教えるという形で、主体的な授業ができなくなる状況もよくないと。

さらに、こういう学校はどうしても貧困地域にあることが多いわけですが、法教育は、実はアメリカでものすごく貧困地域の生徒さんに特に力を入れているんだということも、今回非常に気がついたんですけれども、残念ながらその子たちは犯罪と隣り合わせで育っていることが多いので、下手をすると司法制度というのは自分たちを罰するものであると思っていることもある。そういう中で、彼らに正しい理解を促すだけではなくて、自分たちの自尊心を育てるということで、一人でも多くの若者を救いたいと。さらに、そういう子たちを一生懸命教えている先生をサポートしようという、そういう熱意は非常にいろいろなところで感じました。

あとは、法律家の方も、自分たちもこれを通じて勉強の機会になっていると聞きましたが、ある裁判官の方は、法廷で自分が日ごろ使う言葉がきちんと伝わっているかを見直す機会になるとおっしゃってまして、ほかにも法教育のベテランの弁護士の方が、その方は結構ふだんはプロボノの仕事をされている。つまり貧困地域で活動されている方なんですけれども、ふだんそういう分野でやっていない法律家が法教育にかかわることで現状を知る機会にもなるという意味でも、非常に法律家にとってはいい機会なんだということをおっしゃってました。

全体的には、やっていて楽しいという方が多いので、皆さん本当に楽しそうにやっています、私が突然伺ってもものすごく親切に教えていただいて大変有り難かったですし、楽しかったんですけれども。

この中でアメリカもやはりいろいろ課題を抱えております。一つには、先生と法律家の連携の機会をどのように増やしていくかということ。そして、必ずしも社会科学だけではない授業にも何とか組み込めないかということ。法教育を熱心に行う先生がいても、その人がやめてしまったり転勤してしまうと、その学校には法教育のクラスがなくなる

という状況がどうしてもあるので、それをどう防いでいくか。さらには、法律家間の課題としては、どのようにもっと法教育に参加する法律家を増やしていくかということがあると聞きました。これだけいろいろやっても、実は日本の課題と通じるものなんだなと思ってちょっと驚いたんですけども、同時に彼らはやはりいろいろな蓄積がありますし、教材もどんどんよりよいものにする、改善をする努力というのは非常にいつもされているので、こういうのが課題だといってもかなり皆さん熱心にポジティブにやっている感じでした。

以上、駆け足なんですけれども、御参考になりましたら幸いです。

笠井座長 大変詳細な御説明をどうもありがとうございました。

それでは、今のお話につきまして、どなたからでも御質問、御意見等いただければと思います。

高橋委員 写真を拝見していて、ゴルダール高校の授業風景以下見ていたんですけども、どれぐらいのクラスの人数というのは、結構少人数で議論しているような雰囲気の写真ですけれども。

神谷委員 これは先生たちの様子を撮っている写真なので、ここには少ないんですけども、この学校は割と多くて、ちょっと私、今手元にないんですけども、大体30人ぐらいいる割と大きいクラスで、もっとほかの学校に行くと、本当に15人ぐらいでやっているというところもありますので、ここは本当に日本のような、クラスにほとんど生徒さんみたいな感じの学校だったんですけども、でもこの先生がものすごく熱心な方で、かなり生徒を、大体どの子にも当てるような感じでやっていらっしゃったのが印象的です。

高橋委員 アメリカのクラスの授業時間というのはどのぐらいなんですか。

神谷委員 確か、割と50分ぐらい、4、50分ですぐ終わってしまうなという感じもあるんですけども、中には2時間分使って途中で休憩するというのも見たことがあるので、その辺は何か統一されたやり方ではないのかもしれないんですけども。あと、やはりこれも選択でとっている場合が多いので、ちょっと何%というのは私も分からないんですけども、やはりとっている子は興味があるというのは、なかなか積極的に発言する子も多くておもしろいですね。

北岡委員 アメリカの法教育で、貧困地域の若者の支援というお話が出てきたんですけども、法教育の中でも、例えば今教えていただいた模擬裁判なんて、これものすごい高度な時間と能力とが必要になるようなものなのかなと思っていたんですけども、いわゆる貧困地域における法教育というものについても、やはりこのような形での模擬裁判というのが積極的に行われているのかどうかというところを教えてくださいませんか。

神谷委員 実は、積極的に行われているんですね。私もちょっとその辺は、今回、割とびっくりしたんですけども、『法学セミナー』に書いた中に実はそれが出てくるんですが、時間をかけて教えていってあげると、どこかでみんなが、自分は何をしなけばいけないかということに気が付いて、一つずつ自分たちの主張するためにどの証拠をどういうふうに見るかということが分かってくると、そこで彼らは伸びるということで、教えていた例えばロースクールの生徒たちも、絶対無理なのではないかと思ったけど、最

後のところで生徒がものすごく伸びるというのを見て、こういうのが、教えている自分もすごくうれしかったし、彼らが自分ができないと思ったことができるようになって自信を付けていった様子を見るのは非常にうれしかったというような話も聞かれます。もちろん、この全米の大会は一番本当に、誰に伺ってもこれは一番いい子たちが、本当に優秀な子が出てくるといふことなんですけれども、模擬裁判という教材は、決して優秀な恵まれた学校だからできるとか、そういうことではなくて、むしろやはり貧困地域の子たちに特に力を入れつつ、いろいろなやり方をやっているということですね。

江口委員 この最後の法教育推進上の課題というのは、日本とかアメリカとも結構類似している面があって、一生懸命やる先生がいると法教育が動いていくし、弁護士会等も動くんですけども、そうでないと、というのは実感します。要するに、社会科の知識や学力とかそっちに教育等が特化されると、やはり法教育などの一般的な市民の育成の教育議論は自由にやりなさいという方向へ動かざるを得ないという感じはします。

だから、どういう形で法教育を推進するかというのは、これはここでの議論にもなると思いますが、どこかに、ある形のある法教育の推進の施設なり、コア機能をつくっていく必要があるのではと思います。韓国の方法が最適かどうかは別として、韓国は多くの法教育教材とローパークのような推進・養成等の多機能のコア施設を作りました。これは、法教育の意識的な活動だと思います。法律自体が、ツイッターを見なさい

こうした独自の取組は、法教育や民主主義教育なんかの一つのやり方としてやはり学ぶべき側面があると思います。法教育を自由に任せていくと難しい展開が予想されるのは、分かります。結構アメリカの法教育でも、流行が終われば、あまり取り組まれなくなっているのではないかという直感がないわけではないです。これは感想ですが。

笠井座長 神谷委員から何か、今の点について特にコメント等は。

神谷委員 私は、とにかくおっしゃったように、アメリカでもそうなんですかというような感じだったので、どういうふうに日本でもこの先、ここから広げていくかというのは非常に難しいと同時に、ものすごく重要な課題だなと思いました。

笠井座長 ほかに何かございますでしょうか。

沖野委員 アメリカのお話を興味深く伺いました。中でも、知らなかった事項の1つに企業の取組があって、非常に新鮮に伺いました。アメリカにおける取組は様々で興味深いことですが、他方で、今、御議論にあったように、熱心なところは熱心、熱心な人は熱心ということなんだけれども、それをいかに、そうではないところも含めて普及させていくかということに大きな課題があるということ、以前に調査の中で伺ったことがあります。

そういう観点からも、企業がかなり積極的に取り組んでいる例があるというのは興味深いように思われます。ただ、これも同じような位置付け、すなわち特定の、例えば非常に熱心な弁護士さんがたまたま企業内弁護士さんでいらして、こういったことをやろうと個人の熱意を基礎として、自分たちの力を用いてユニークなものを立てていくということであるのか、それとももう少し何らかの制度的な手当てなりバックアップなりがあるのか、それからその企業についても、特定の個人、例えば企業内弁護士さんがというお話をしましたけれども、むしろ会社全体としてバックアップしようとか、そういうことに進んでいこうとか、さらには経済界としてはどうだというような、もう少し広が

りを持った制度的な動きなりがあってこういうことが出ているのか、その事情について教えていただくことがあれば、追加して教えていただければと思うのですが。

神谷委員 私も企業がこのようにかかわるというプログラムは初めて見ました。どういう企業と組んでいるんですかといって一覧を見せていただくと、結構大手の企業だったんですね。ただ、ちょっとそれがどういうふうに Street Law さんが彼らと一緒にやるようになったかという経緯は、ちょっと私は覚えていないんですけれども、まだそんなほかで同じようなことをやっているというのは見たことがないので、もしかすると Street Law にとっては新しいプログラムなのかもしれないんですけれども、ちょうど取材を終えて移動するというときに、明日の午前中にこれをやるから見にこないかという感じで呼んでいただいたので、本当に突然行ったらこんなことが起こっていたという状況だったので、詳しくもうちょっと聞いてみればよかったですけれども。ただ、先ほどの模擬裁判の選手権なんかも、地元の企業がものすごくいろいろな形で、参加といいますか、いろいろな形で、例えば物で協力していたりとか、教育のためだからやはり地元でこういうことがあるんだし、やりましようみたいなのは、割と企業は積極的なのかなと思うので、そういう中で、もし社内のリソースがうまく使えるんだったらいいということであり得るのかなと思ったんですけれども。企業の弁護士さんが Street Law とつながったからこれができたのか、Street Law からそういう新しいアイデアとしてやり出したかというのは、聞いてみればよかったですけれども。

笠井座長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、アメリカについては以上ということで、どうもありがとうございました。

韓国とアメリカと、対照的と言うと言い過ぎかもしれませんが、かなり違う取組の状況を伺いまして、かつ先生方からのいろいろな御意見、御感想などもいただきまして、これからの当協議会における取組においても大変参考になるのではないかと感じております。

それでは、次に、樋口委員からの御説明をお願いしたいと存じます。今期の法教育推進協議会の活動といたしましては、法教育について学校の実情調査を実施しようということがございますけれども、その参考とさせていただくために御説明をお願いしたいということでございます。

では、よろしく願いいたします。

樋口委員 失礼いたします。よろしく願いいたします。

私の資料につきましては、2枚ものになっておりますけれども、私に与えられた報告内容というのが、今、座長の説明にありましたとおりで、現在の文部科学省としましてどのような周知を行っているのかという点、これが一点。もう一点につきましては、過去も含めましてですけれども、文部科学省及び国立教育政策研究所として、どのような形で学力ですとか、それから学習指導要領の実施状況を把握し、そして、それを次期改訂に生かしてきたのかというこの二点、こちらを報告させていただきたいと思っております。

なお、資料につきましては、こちらに載せているものと、私が今日お話の中で少々具体的なものを説明いたします。その具体的なものにつきましては、説明の後に回覧させていただきたいと思っておりますので御覧になってくださったらと思っております。

初めに、大きな図を載せておりますけれども、既に小学校につきましては今年度より全面実施という形でスタートしております。中学校につきましても来年度、高等学校につきましても再来年度より学年進行で実施ということになっております。すべてを説明していましたが時間がないので、高等学校を事例という形で、現在の取組を説明させていただきたいと思っております。

特に副題に挙げております「法に関する学習の充実」ということにつきましては、このたびの中央教育審議会の答申で、その一つではありますけれども、社会の変化に対応した法や金融などに関する学習の重視ということが取り上げられたところがございます。それを受けて、指導要領の中に特に社会科、それから公民科につきましては、法に関する学習の充実ということを取り入れたところであります。

実際にこの指導要領の内容が各学校におきまして、円滑に実施されるかどうかということにつきましては、やはり全面実施以前の私どもの取組というものが大事になってまいっております。また、同時に各都道府県、市町村、更に政令市等の教育委員会の皆さん、その方々のお力というものがかなり大きくなってございます。

二番のところに書いておりますけれども、こちら高等学校でちょうど2年ほど前に、平成21年の3月9日に新しい学習指導要領が告示されたところであります。それを受けまして、平成21年度につきましては夏に中央説明会を行いまして、この段階で各都道府県、それから政令市ですけれども、全ての都道府県、政令市の代表の方に集まっていたかきまして、そこでまず大きな説明をさせていただいたというところであります。その際には、まだ学習指導要領の解説が発行されてございませんでしたので、その解説にかかわる内容については口頭などで説明をしたというところでありますけれども、当時かかわられていらっしゃったのが、江口委員がああ当時、教科調査官ということでかかわっていらっしゃったことでございます。

なお、その中央説明会を受けまして、各地方説明会というものが夏から秋にかけて行われたというところでありますけれども、その段階で都道府県から市町村へ、また、市町村から各学校の先生方へという形で、説明がなされてございます。その説明する際の資料は、解説あるいは中央説明会における様々な諸資料ということになってございまして、その資料が平成21年度中には各学校の先生方にまで、広くではありますけれども、情報としては届いたというところでございます。

平成21年度の秋から冬にかけて、各学校においてこの新指導要領にかかわる内容の事例を収集していただきました。それは、法で話を申しますと、法に関する学習というのは、実は現行指導要領におきましても行われているところですので、現行指導要領の中でどのような法に関する学習が行われているのか、また、裁判員制度等の始まりということもありましたので、それにかかわってどのような授業がなされているのか、取組がなされているのか、その情報収集を各都道府県、それから指定都市の指導主事さんをお願いしたところでございます。

各都道府県、それから指定都市の指導主事さんから収集し、集め、そしてそれを、次の2枚目となりますけれども、秋に行われました指導主事会に御持参いただきました。その際、高等学校の公民科につきましては、以下四角で囲っていますような形で事例をお願いしております。法教育、金融教育、消費者教育にかかわる実践事例があれば二つ

程度提出してくださいということで上げてございます。

もちろんそれぞれの教育委員会におきまして、また、都道府県におきまして、温度差はありますので、二つと書いていても三つ、四つと上げてくるところもあれば、該当事例なしという形で上げてられるところも当然ございました。しかし、いずれにしても、北海道から沖縄まで、また政令市全ての指導主事さんが集まる機会でありますので、その機会に持ち寄った資料を参加者分全て印刷してきていただきまして、その場でお互いに交換をする。交換をして、そこで協議等をする中で、我が県の取組としてはこのようなことをやっていますよということを紹介し合っていました。

そうしますと、中にはすばらしい取組だと思われたものにつきましては、各都道府県に戻られてから、それをまたその都道府県の中で共有していただき、場合によれば都道府県で指導事例集、あるいは説明をする際の資料として使っていただくというふうな流れで、平成21年度につきましては進んだところであります。

なお、このときに、法に関するどのような内容があったのかということで、五点ほど説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず一点目でございます。一点目につきましては、この協議会でも様々御議論もあったかと思っておりますが、法曹関係者、専門家と連携して行われた実践事例ということでございます。具体的には、模擬裁判をやってみると。あるいは裁判の仕組み、司法の仕組みについて御説明いただく。出前授業ということもありますし、場合によっては裁判所等に生徒が出向いて行って、そこで説明を受けるというようなこともございました。

このような事例が全国各地で行われていたということで上がってきておりますけれども、本日も一例だけお持ちしておりますので、後ほど回していきたいと考えております。

また、二点目としましては、やはり司法制度改革ということが今回行われたところでありますので、それにかかわって、司法制度改革にかかわる理解を中心とした授業ということでもあります。その際に、一般に提供されています例えばDVDですとか、あるいは啓発用の映画、そのようなものを用いられながら、また、各学校の先生がそれまでに独自に開発しているワークシート、また、授業の技術、そのようなものを駆使して理解を深めさせるという、このような授業を御提供いただいた都道府県もございます。

三点目としましては、法教育にかかわる内容は、何も社会科、公民科だけで行うことではございません。道徳、特別活動、あるいは地理歴史科、様々な学校教育全体で行うということになっておりますので、他教科とのコラボレーションによる法教育の実践というような実践事例を上げたものもございます。恐らく先生方、既に御存じの事例かとは思いますが、生類憐みの令と動物愛護法というような日本史にかかわる内容を法教育に結び付けて、それを用いて授業を实践された。その実践事例につきまして、県教育委員会のほうから提供いただいたというようなこともございます。

また、四点目としましては、少し視点の変わったところからの情報提供でありましたけれども、先生方に対する研修、特にこの夏などは教員研修が盛んに行われてございます。その教員研修の場において法曹関係者、また大学の法教育研究者、そのような方に御講話いただく、また演習、研究協議等を行うと。このような取組を行っている都道府県もございます。やはり現場の実践事例を取り上げるために、まずは先生方に対する啓発というところを重視されたという、そのような取組かと理解しております。



最後に、五点目としましては、学校全体あるいは地域全体で取り組んだ事例でございます。この事例につきましても、先生方既に御存じの事例だと思いますけれども、島前裁判という模擬裁判でございますけれども、その事例を県教育委員会が収集し、事例として提供いただいたということでございます。学校のみならず、地域社会と連携し、当然法曹関係者とも連携をしつつ、授業を進められたということでございます。

今、五点取り上げましたけれども、その五点に共通することといたしますのは、この法教育に関する様々な協議会、委員会、研究会、また、学会などで取り上げられている事例というものを各都道府県の教育委員会が把握をされているということでございます。もちろんすべてとは申しませんが、そのような私どもが知っている情報につきましては教育委員会の方々も知っている。したがって、その情報をお互いに横の連携で共有し合うことによって、主に公立学校、公教育ということになるかと思っておりますけれども、すそ野の広がりが見えてくるのではないかとということで、平成21年度より取組を進めているところでございます。

なお、参考としまして、小学校、中学校につきましても、このような形で資料の提出を求めているということにつきましては、申し添えておきます。

さて、そのほかの三番の内容に入らせていただきたいと思っておりますけれども、私は、文部科学省と同時に国立教育政策研究所に所属しております。国立教育政策研究所におきましては、以下に書いておりますような事業、それから研究などを行っております。簡単に御説明いたします。

一点目に、教育課程研究指定校事業というものがございます。こちらにつきましては、2年あるいは3年の任期を決めまして研究指定校を指定いたします。指定して、その中身としましてはそこに書いているような、例えばですけれども、新学習指導要領の趣旨を具体化し、深化充実するための教育課程編成、指導方法等にどのような工夫がなされているのかということについて、研究を進めていただくというようなことがございます。中学校の社会科で申し上げますと、今年度、思考力、判断力、表現力を高めるためのグループ学習の工夫改善という研究を進めている学校もございます。今年度より始めたところでありましてけれども、その具体的内容としまして法に関するもの、ルール、決まりに関するものというものも取り上げてくれるものと、今、期待をしているところでございます。

また、二点目としまして、学習指導実践協力校という制度もございます。今年度よりつくられた制度なんですけれども、こちらにつきましては、予算措置は特にございません。ありていに申し上げますと、教科調査官が学校に訪問し、そこで普通の授業を見て帰るとい、それだけのことでございます。

しかしながら、通常の授業、日ごろにどのような授業をされているのかというのを見る機会というのは、意外と私どもにとってもなかったというのが現実でございます。そういう中で、現場の先生方の普通の授業を見て、それをまた全国等に伝えていくというのは、意義のある事業かなと考えているところでございます。

特に今年度につきましては、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎としての対立と合意、効率と公正などというものについて、中学校公民的分野で学習することになってございます。既に先行実践としてやっている学校もございますので、どのような授業を

実際にやっているのかというのを見にいきまして、それをまとめていくという、そのような作業を現在進めているところでございます。

なお、その際、中学校でありましたら全国中学校社会科教育研究会、全中社と呼ばれる団体がございます。そのような教育研究団体との連携ということは非常に重要になってまいりまして、これは高等学校におきましても同様でございます。やはりその中で熱心に研究されている先生方がいらっしゃいますので、その先生方のお取組を紹介していただき、また、私どもからアドバイスできることがあればアドバイスをし、さらにそれを周知していくというサイクルができ上がっているところでございます。

それでは、最後になります。参考として書かせていただいておりますけれども、こちらは、今後実情調査を行っていくということを伺ってございます。文部科学省及び国立教育政策研究所でどのような形で実情調査と類するものを行っているのかということにつきまして、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

三点上げてございます。一点目は、文部科学省委嘱研究ということで、こちらにいらっしゃいます村松委員、また、鈴木弁護士等もかかわっていただいたものでございますけれども、国立教育政策研究所の次長が研究代表者となりまして、教育課程及び指導の改善等に関する調査研究事業というものを行ったところでございます。

その中では、具体的に法に関する内容、あるいは経済に関する内容についてどのような取組をなされているのかということについて調査をし、報告書としてまとめてございます。更に具体になりますと、法教育、金融教育、経済教育、消費者教育、そしてパーソナルファイナンス、このような新たな教育課題となるべきものにつきまして、基礎的な調査ということにはありますけれども、それを生かしつつ、現行の指導要領の改訂作業が行われたというところであります。

また、二点目です。教育課程実施状況調査でありますけれども、こちらは現行学習指導要領に基づいて行われた調査を上げてございます。小学校、中学校の社会科につきましては平成15年度に実施、高等学校の政治経済等につきましては平成17年度に実施ということで行ってございます。その調査の概要につきましては、ホームページにも掲載されて、公表されているところでありますけれども、例えば中学校公民的分野でありましたら、このような総括がなされております。一点だけ申し上げます。

国民主権法に基づく政治の意義など、現在の政治的諸事象をとらえる見方や考え方を形成する概念を理解しているかどうかを問う問題などで、設定通過率を下回っていると考えられる。全国の学校を対象とした抽出調査ではありますけれども、その中で、やはり今申したような設定通過率を下回るという実情が見られた。そこを改善する作業が今回の指導要領の改訂でもあったと御理解いただけたらと思っております。

もう一点、高等学校の政治・経済で申しますと、やはり同様の指摘がございます。国民主権や法の支配など、政治についての基礎的、基本的な概念が十分に身につけておらず、概念を問うような問題については、通過率が設定通過率を下回ると考えられる状況が見られた。このような社会科、公民科にかかわる実態、それを踏まえ、更に教育基本法の改正及び学校教育法の改正、更に答申、それらを全て踏まえてつくられたものが今回の学習指導要領ということになっております。

したがって、法についての見方や考え方等についても、そのような意味で重視されて

いるということでありますので、この調査につきましては、次期指導要領の改訂にある意味大きくかわるものではないかなと、私見ではありますけれども思っております。

三点目としまして、特定の課題に関する調査というものがございました。こちらは、社会科につきましては、小6、中3を対象に平成18年度に行っております。その中で、やはり基礎・基本となる知識や概念に関する調査、それから問題解決的な学習の実現状況に関する調査を行っております。結果につきましては、こちらホームページに既に載っているところでありまして、公民的分野につきましては、概念の意味を理解したり説明する力は十分でない傾向があるというまとめになっております。

このように考えてまいりますと、現在、様々な法に関する新しい学習を取り入れているという現実もございますが、その一方で、従前より知識の理解、概念の意味を理解する、そして説明をする、このようなところに課題が見られているということもありますので、この課題を改善すべく、新学習指導要領の趣旨、そして内容を更に周知していきたいと考えているところでございます。

現在の取組の状況の報告ということでございますので、いったんここまでで説明を終わらせていただきたいと思います。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の樋口委員の御報告につきまして、御質問、御意見等お願いできればと思います。

江口委員 一つだけ、平成23年度から始まる学習指導実践協力校というのは、これは東京都とか文科省に近いところですか。それとも全国樋口先生が行かれるような形になるんですか。

樋口委員 今年度から始まりまして、まずは関東圏、近いところからということでスタートしておりますけれども、これでどのような成果が上がるかによりまして、来年度以降どう進めていくかということを決めていくということでもあります。

江口委員 今、僕が発言した意味は、京都で法教育を大規模に実験的にせっかくやっているのであれば、文部科学省の調査官に一定程度見てもらうということも意味がないわけではないだろうということです。ただし予算組んでいなければ、京都に行けないのですが。

樋口委員 おっしゃられるとおりです。

笠井座長 よく分かりました。そうですね。今まで京都の取組でも、そういう観点で見ていただくということはあまり考えていなかったかもしれませんね。ありがとうございます。

大杉委員 先ほどの実践校を見に行くというのは、予算措置は文科省から出るんですか。

それとも要請があってそこから予算が、旅費ですけども。

樋口委員 持ち出しであります。国立教育政策研究所の持ち出しでやっております。ですから、実践協力校には一切の金銭的な負担は求めないということでやっております。

村松委員 この一番最後の実情調査にかかわってということなんですが、この三つあるうちの二つ目と三つ目、これは文科省のホームページから見ることはできるんですか。これ公には、ネット上には載っていないんですか。

樋口委員 こちらにつきましては、文科省の国立教育政策研究所、そちらのホームページ

から見ることができます。

大杉委員 先ほど座長から学校の実情調査の実施を法務省でということ、参考になるのではないかとということでお話を聞いたんですけれども。

笠井座長 法務省というか、この協議会ですね。

大杉委員 文科省が多分やられているのは学習指導要領があって、それをいせばすぐ授業が変わるかという、そうではなくて、実際に趣旨を説明したり、あるいはどういう授業がなされているかという調査を指導主事の方から意見を聴取してもらうというのが、今の御説明であったと思うんですね。

ただ、それだけでも授業ができなくて、教材としての教科書があって、それで授業がなされると。その授業がなされたときにどんな課題が新たに生じているかというので、先ほどの御説明があった実情調査があると思うんですね。これは、教育課程実施状況調査であれば1万6,000人程度のサンプル数で、誤差率1%と言われてますから、100回やれば99回同じような結果が出るんだという調査レベルでやって、それがエビデンスになって新しい学習指導要領における検討課題というサイクルでできているんですけれども、法教育での実情調査というときに、実態調査だけなのか、あるいは改善のためのサイクル、システムの中での実情調査の位置付けとか、そういうところで文科省のこういう調査の参考になる点とか、あるいはやるべきことというのはかかわってくると思うんですけれども、そのあたりを少し、先ほどの御説明と絡めて法務省のほうからもちょっとお話をいただけないかなと思ってるんですけれども。

笠井座長 事務局の御意見も伺ったほうがいいかもしれませんが、私のちょっと個人的なというか、少しだけ考え方を申させていただきますと、この協議会で何をやっていくかということも、協議会の委員の先生方といろいろと協議しながら決めていくということだと、基本的にはそう思いますけれども、前回、旧の構成でしたけれども、今後法教育について学校の実情調査をやっていきたいと思いますという話が出まして、いわゆる部会と言っていますけれども、法教育普及検討部会というところで具体的なやり方なんかを詰めていこうという話になっております。そして、そこでやることというのは、法教育を普及させていくことがこれから大事だと思いますので、実際にやられている、ある種先進的なものなのかもしれませんけれども、そういった取組の事例というものをいろいろ収集して、それをここの協議会の場を使って発信していくといったことが考えられるわけです。法教育をやっていくことが、指導要領にはその趣旨のことが入ったけれども、どんなふうやっていくか、学校の先生方も困っておられるところもあると思いますので、そういういろいろな取組の状況を紹介して、良さそうなものを使っていただくといったことで、実際に行われている取組とこれからの法教育との間の、いわば仲立ちをするということがかなり大きいと思うのです。

そういったことで、文部科学省がやっておられるような体系的な、学習指導要領にどういった問題があって、これからどう改めていくかという、そういう施策を構築するための調査とは少し違うところがあるかもしれませんけれども、この協議会としては、実際に法教育を普及させていくという、そういう観点から、調査に取り組んでいけたらと考えております。

法務省のほうから何かございますか。よろしいですか。

今の点も含めて、樋口委員のほうからアドバイスみたいなことがございましたらいただければと思うのですけれども。

樋口委員 今、取り上げました事例につきましては、先ほども少し申したと思いますけれども、各都道府県指定都市に既に周知されているところであります。ただ、そちらを採用するかどうかということにつきましては、それは各裁量でありますので、我が県では一例しか挙げなかったけれどももっとすぐれた事例がたくさんあるんだとおっしゃられる県もあろうかと思えます。

したがって、あくまで参考としてこのような、今、座長もおっしゃられましたように、文科省としても仲立ちをしてこのような事例が全国で行われていますよということを取り上げているところがございます。こちらにつきましては今年度、また来年度、高等学校につきましてはまだ2年ありますので、その2年の間で更に周知を進めていきたいと考えているところがございます。

笠井座長 ありがとうございます。

今後の当協議会の仕事の話にもなってきていますけれども、今の点も含めて何か更に御補足とか御意見等ございましたらいただければと思いますけれども。

大杉委員 何度も申し訳ありません。今日の新聞見ていると、小中高等学校の先生、高校23万人で、中学校23万人で、小学校39万人と。50代の先生が3分の1を占めるというのが出ていて、ということは、この10年間で3分の1、新しい先生が、数は減るかもしれませんがそれでも出てくると。そうすると、今までの教員の研修以上に教員養成の場面での取組というのが重要になるかなと。

そのときに、出前授業とか、いろいろな形で法曹界からこういうサポートがあるよというのがあるんですけれども、それは大学の教員養成課程にももうちょっとプッシュをすると、新しい先生が教壇に立つ前に、例えば模擬裁判でこんなところがポイントになって議論したらいいですよとか、法の仕組みとか、そういったものを教える前に、教壇に立つ前に、こんなことになるんだという教員養成の中でするというのも一つ効果があるのかなと。この10年の3分の1は、今の大学生が多分教壇に立つものになるんだということと、残りの3分の2は教員としての研修というんですか、そこに重きを置くというようなことも、これから10年のサイクルでは大事なかなと思っていますので、そのあたりちょっと、普及という意味では検討していただくことかなと思います。

笠井座長 ありがとうございます。

私も、教員養成課程の話というのは非常に大事だなと思っておりまして、前回のこの協議会で話題になったのですが、関西の司法書士会のほうで大阪教育大学と連携してプロジェクトを組んでおられるという御紹介もありまして、そこで教員養成のところとどういうふうに関係していくのかということも前回少し伺ったりしました。そういったことについても注目していきたいと思っています。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、樋口委員の報告についてはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、既に話題になっておりますけれども、私も引き続き部会の委員でございますけれども、更に検討部会のほうでも実情調査については御検討いただくということに

したいと思います。

以上で予定した議事は終了いたしましたけれども、特に何かございますでしょうか。北岡委員 すみません、法テラスのほうから一点、皆様に御報告をさせていただきます。

昨日、7月28日に東京都文京区教育委員会主催の教員研修が法教育をテーマとして行われまして、そちらのほうに法テラスの常勤弁護士もお手伝いさせていただいたという事例がございましたので簡単に御紹介をさせていただきます。

この教員研修の中身なんですけれども、幼稚園から中学校までの教員の方40名を対象に、教育委員会の主催で行われているということでもございまして、こちらの常勤弁護士2名が講師として参加しております。

具体的な内容としては、法教育の目標や内容、あるいは教材となる資料でありますとか関係機関などの取組状況についての御説明をさせていただいたり、常勤弁護士が先生役、参加者である先生が生徒役という形で、事例を使って、実際にこんな感じで進めてみてはどうですかというふうな授業をやってみると。授業の中身としては、ゲームソフトの貸し借りといった子どもの中でよく起こり得る法律問題をもとにした事例を扱い、決まりというのがどうして大切なのか、あるいは約束をすること、守ることというのはどういう意味を持つのかということについてどのように教えるかについてお話をさせていただきました。あわせて、消費者の保護等についての講義を行いました。

これらの教材等につきましては、東京都の教育委員会さんのホームページで公開されているということですので、是非皆様、御覧になっていただければと思います。

あと、法テラスのほうで広報誌「ほうてらす」というのがございまして、これが季刊誌なんですけれども、次号、秋号になりますが、法教育推進協議会が実施した法教育懸賞論文で受賞された先生方のインタビュー等を載せて、法教育特集を組もうかと考えております。でき上りの際にはまた御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

笠井座長 ありがとうございます。

今の北岡委員の御報告について何か御質問とかはございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに何か特にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日はこれで終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

—了—